

太田市民一人ひとりの人権が尊重された 差別のない社会を推進する条例逐条解説

(逐条解説)

はじめに

現代社会において、人権の尊重は、すべての人が安心して暮らすための基盤であり、多様な価値観を認め合いながら共生する社会の実現には欠かせません。しかし、依然として偏見や差別による人権侵害が発生し、一人ひとりの尊厳が脅かされる事態が後を絶ちません。

太田市では、「互いを認め合い人権を尊重する社会の実現」を総合計画の基本方針の一つとして掲げ、啓発活動や広報活動、相談業務を通じて人権意識の向上に取り組んできました。しかし、インターネット上での人権侵害の拡大や、性的マイノリティ（少数者）や本邦外出身者への差別的発言など、時代の変化に伴い新たな課題が生じています。こうした状況を踏まえ、より計画的かつ継続的な取り組みが求められています。

そこで、太田市は「太田市民一人ひとりの人権が尊重された差別のない社会を推進する条例」を制定しました。本条例は、基本的な理念や方針を示すことを目的とした「理念条例」であり、強制力を伴う罰則は設けていません。しかし、条例として明文化することで、市民や事業者、教育関係者と基本理念や役割を共有し、将来にわたって啓発活動などの事業を推進する姿勢を示すものです。

本条例の制定にあたっては、できる限り難解な表現を避け、必要に応じて用語の定義を明確にすることで、より分かりやすい内容となるよう努めました。それでも条例という性質上、内容が抽象的または専門的に感じられる部分もあるかもしれません。そのため、本逐条解説では、本条例の趣旨や目的、各条文の内容について丁寧に説明し、市民の皆さまにより深くご理解いただくことを目指します。

太田市には、多様な背景やアイデンティティを持つ人々が共に暮らしており、その多様性は今後さらに広がることが予想されます。しかし、それこそが私たちの市の強さであり、成長の原動力です。本条例が、太田市における人権尊重の取り組みをさらに発展させ、誰もが自分らしく生きられる社会の実現につながることを願っています。

（目的）

第1条 この条例は、人権が尊重された差別のない社会を推進することに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、不当な差別の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権を尊重するまちづくりを総合的に推進し、市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮される社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、太田市まちづくり基本条例に定められた基本原則「市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくり」（以下、「人権を尊重するまちづくり」という。）の実現を目指すため、その達成のために必要な手段と、市が目指す具体的な「市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまち」（以下、「人権を尊重するまち」という。）のビジョンを示し、市が目指す方向性を明らかにする目的として定めたものです。

【解説】

- ① 「人権が尊重された差別のない社会」とは、太田市まちづくり基本条例第4条に定められた「市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく」の状態が継続された社会をいいます。
- ② 「基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、不当な差別の解消に向けた取組に関する事項を定める」とは、人権が尊重された差別のない社会の実現を目指すため、具体的な手段として①「基本的な考え方である基本理念」、②「関係者それぞれの責務」、③「基本計画その他必要な事項」を定めることいいます。

なお、本条例では、①については第3条、②については第4条から第7条、③については第8条以降に、それぞれ詳細を定めています。

- ③ 「総合的に推進」とは、社会や地域において課題となっている出来事、世論における人権の考え方、国や他の地方公共団体の動向、住民の要望など、人権を取り巻く様々な事柄を考慮しながら全体の最適を考えて施策等を進めていくこと

をいいます。

- ④ 「市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮される社会」とは、太田市まちづくり基本条例第4条に定められた「その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくりを行います。」をいいます。
- ⑤ 「実現に寄与する」とは、目的を達成するのに貢献することをいいます。

【参考】

太田市まちづくり基本条例 第4条

(基本原則)

第4条 わたしたちの自治は、主権者である市民の意思に基づき、次に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。

- (1) 市民は、住民自治のまちづくりを行うために、自ら考え行動し、責任を持ち、平等に参画することが保障されなければなりません。
- (2) 行政及び市議会は、市政に関する情報を公開し、市民と情報を共有します。
- (3) 市民、市議会及び行政は、夢と希望の持てるまちづくりにむけて協働します。
- (4) 行政及び市議会は、まちづくりを進めるに当たり、次の世代に大きな負担を残さないよう健全な財政運営を行います。
- (5) 市民、市議会及び行政は、市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくりを行います。
- (6) 市民、市議会及び行政は、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりに総合的に取り組みます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、出身、疾病、障がいその他の事由を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、若しくは行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において、学校教育又は社会教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) ジェンダーアイデンティティ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。
- (6) 性的指向 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第2条第1項に規定する性的指向をいう。
- (7) 暴力 身体に対する不法な攻撃であって生命若しくは身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (8) ハラスメント 他者に対する発言、行動等が、当該発言、行動等を行った者の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (9) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

【趣旨】

本条は、本条例を読み解くにあたり理解の助けとなる9つの用語について、その意味を明記し、誤解や解釈のばらつきを防ぎ、解釈を統一する目的として定めたものです。

【解説】

1 第1号関係

- (1) 「人種」とは、人間の皮膚の色をはじめ、骨格、瞳の色、毛髪などの形質的な特徴による区分単位をいいます。

不当な差別の例：コーカソイド（白色人種群）に対する差別

ネグロイド（黒色人種群）に対する差別

- (2) 「民族」とは、言語、文化、出自を共有することからくる同族意識によって結ばれた人々の集団のことをいいます。

不当な差別の例：アイヌ民族に対する差別

- (3) 「国籍」とは、個人が特定の国の構成員であるための資格をいいます。

不当な差別の例：特定の国の出身者に対する差別

- (4) 「信条」とは、個人や組織が大切にしている価値観や信念、思想をいいます。

不当な差別の例：特定の宗教や思想に対する差別

- (5) 「年齢」とは、その人が生まれてからその時までの年、または年月日の数をいいます。

不当な差別の例：高齢者、若者に対する差別

- (6) 「性別」とは、女性と男性との別をいいます。

不当な差別の例：女性差別、男性差別

- (7) 「性的指向」とは、恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向をいいます。（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）

不当な差別の例：同性愛者（ゲイ、レズビアン）に対する差別

両性愛者（バイセクシュアル）に対する差別

- (8) 「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいいます。（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律より

引用)

不当な差別の例：性同一性障害に対する差別

- (9) 「出身」とは、生まれた土地、属していた身分などがそこ（それ）であることをいいます。

不当な差別の例：同和地区出身者に対する差別

- (10) 「疾病」とは、病気や疾患のことをいいます。

不当な差別の例：ハンセン病患者に対する差別

- (11) 「障がい」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。（障害者基本法第2条）

不当な差別の例：身体障がい者、知的障がい者に対する差別

- (12) 「その他の事由」とは、(1)～(11)で例示した事由以外の事由をいいます。これにより、例示した属性だけでなく、あらゆる事由が対象であることを示しています。

不当な差別の例：犯罪被害者、犯罪加害者に対する差別 など

- (13) 「不当な区別」とは、区別の基準に合理的な理由がないにもかかわらず、偏見や先入観等から特定の集団・個人を不利に扱い、社会的な不利益や不平等を生むことをいいます。

- (14) 「権利利益」とは、全ての人が生まれながらに持つ法律や憲法などで保障されている基本的な権利と、権利が保障されることによって得られる恩恵や安心して生活できる状態をいいます。

2 第2号関係

「市民」とは、市内在住者に限らず、市内在学者、市内在勤者、市内で活動する者など、市に関係する全ての者をいいます。

3 第3号関係

- ① 「事業者」とは、営利・非営利を問わず、経済活動や業務を行う個人や法人をいいます。例えば、株式会社やNPO法人・公益法人、個人事業者、行政等公的

機関などをいいます。

- ② 「その他の団体」とは、権利能力なき社団（同窓会や大学サークルなど）のような法人格を持たない団体をいいます。

4 第4号関係

- ① 「教育関係者」とは、学校教育及び社会教育に関わる職務や活動を行う人々をいいます。
- ② 「学校教育」とは、学校教育法に基づいて設置された学校において、計画的かつ体系的に行われる教育活動のことをいいます。
- ③ 「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)のうち、国及び地方公共団体が、学習の機会の提供及び奨励するものをいいます（社会教育法第2条及び3条より引用）。例えば、市が開催する講座やイベント、情報の提供や、市が奨励した団体等による学習会などのことをいいます。

5 第5号関係

「性的指向」は、【解説】第1条第1項（7）と同じ。

6 第6号関係

「ジェンダーアイデンティティ」は、【解説】第1条第1項（8）と同じ。

7 第7号関係

「暴力」とは、相手に対して物理的または精神的・心理的な害を与える行為をいいます。物理的な暴力は、殴るなどの直接的なもののほか、拘束するなどの身体的自由を奪うものも該当となります。

なお、精神的、心理的な暴力は、罵倒や脅迫、侮辱行為のほか、金銭的な支配による経済的な暴力、交友関係を制限するなどの社会的な暴力、性的行為の強要などの性的暴力、こどもに暴力を見せるなどのこどもを利用した暴力も含まれます。

8 第8号関係

「ハラスメント」とは、相手に不快感や苦痛を与える言動や行為のことをいいます。性的な言動や行動によって相手に不快感を与えるセクシュアルハラスメントや、職場などで立場を利用して精神的、肉体的な苦痛を与えるパワーハラスメントなどが例として挙げられます。

9 第9号関係

「本邦外出身者」とは、わが国の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもののことをいいます。

【参考】

学校教育法

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(基本理念)

第3条 人権を尊重するまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であるという考えのもと、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを基本として実施されなければならない。

【趣旨】

「人権を尊重するまち」という目標は、多様な捉え方ができるため、その実現に向けた根本的な考え方を示さなければ、効率的に進めることはできません。

本条は、市が目指す「人権を尊重するまち」の実現に向けて、どのような考えを根拠に据えて「人権を尊重するまちづくり」を進めるべきかを明確に示し、全ての関係者が共通の認識を持って行動できるようにするために定めたものです。

【解説】

- ① 「誰もが一人ひとり異なる存在であるという考え」とは、国籍や文化、性別など、「自分と自分以外の人には必ず違いがある」ということを受け入れるだけでなく、その違いを尊重し、価値のあるものとして理解しようとする姿勢を持つことです。私たちはそれぞれ異なる背景や考えを持っており、全員が同じではありません。違いがあるからこそ新しい視点や考え方が生まれ、より豊かな社会や環境に発展することが見込まれます。そのためには、以下の3つの考え方をもって接することが重要となります。
 - ・相手の価値観や背景に耳を傾ける。
 - ・自分の価値観を押しつけない。
 - ・お互いの違いを活かしながら協力していく。
- ② 「多様性を認め合い」とは、①で示す「違いを尊重し、価値のあるものとして理解する」ことをより前向きに捉え、「違いがあるからこそ学び合える」「違いがあるからこそ新しい視点が生まれる」というような積極的な姿勢を持つことをいいます。
- ③ 「互いの人権を尊重し合う」とは、①で示す「違いを尊重し、価値のあるものとして理解する」ことをより前向きに捉え、違いを理解し、対等に向き合い、共に未来を描いていく姿勢を持つことをいいます。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者との協働に努めるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携しなければならない。

【趣旨】

「人権を尊重するまち」の実現に向けて、市は思いつきや場当たりに事業を進めるのではなく、全体のことを考えながら計画的に取り組まなければなりません。また、全体のことを考えて取り組むには、関係する全ての人や団体と情報共有など協力しながら取り組まなければなりません。

本条は、市が実施する「人権を尊重するまちづくり」の施策に対し、市がどのように責任を持って進めなければならないかを明確にする目的として定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

- ① 「この条例の目的」とは、太田市が目指す「人権を尊重するまち」の実現をいいます。
- ② 「不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策」とは、不当な差別を解消するため、市が主体として行う啓発活動や広報活動などの施策をいいます。
- ③ 「総合的」とは、社会や地域において課題となっている出来事、世論における人権の考え方、国や立地方公共団体の動向、住民の要望など、人権を取り巻く様々な事柄を考慮しながら全体の最適を考えることをいいます。
- ④ 「計画的」とは、施策を進める際に、あらかじめ目的や手順を考えて行うことをいいます。そこで作成した計画に沿って施策を行った後は、その実施結果を評価し、そこで見えた課題を解消するなどの改善により、更に効果を高めて次年度に活かしていく「PDCA サイクル(※)」を繰り返していくことにより、より良い施策に更新し続けることをいいます。なお、具体的な計画は第10条の中で定めています。

※PDCA サイクルとは、業務や施策を継続的に改善するための管理手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「効果測定・分析（Check）」、「改善（Action）」の4つを繰り返し実行することで、業務や施策の質を向上させる、継続的な改善の手法をいいます。

2 第2項関係

- ① 「市民」は、【解説】第2条第2号と同じ。
- ② 「事業者」は、【解説】第2条第3号と同じ。
- ③ 「教育関係者」は、【解説】第2条第4号と同じ。
- ④ 「協働」とは、異なる立場を持つ人や組織が対等な関係で、共通の目的に向かって協力しあうことをいいます。
- ⑤ 「関係団体」とは、特定の人権問題について、直接または間接的に解決するために組織された非営利組織（NPO）や団体のことをいいます。
- ⑥ 「連携」とは、複数の個人や組織、団体等が互いに役割を分担しながら情報共有や調整など協力し合い、共通の目的に向かって活動することをいいます。

(市民の責務)

第5条 市民は、人権を尊重するまちづくりの推進について理解を深め、その推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

【趣旨】

「人権を尊重するまち」の実現には、市が主体的に施策を進めることに加え、市民の協力がなければ達成することはできません。

本条は、市民に人権に関する施策等、「人権を尊重するまちづくり」に積極的に関わっていただけるよう努力義務を定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

「人権を尊重するまちづくりの推進について理解を深め、その推進に努める」とは、「人権を尊重するまち」の実現に向けて、不当な差別を受けている者がいれば手を差し伸べる、様々な人との交流の機会を増やして他者の考えを学ぶ機会を設ける、人権関係の勉強会等に出席するなどの主体的な行動に向けて努力することをいいます。

2 第2項関係

「市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努める」とは、市が実施する人権に関するイベントへの参画やアンケートの回答、意見交換会などの情報提供に積極的に協力し、「人権を尊重するまち」の実現に向けて共に努力することをいいます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、人権を尊重するまちづくりの推進について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、その推進に努めるとともに、雇用の分野における均等な機会の確保に努めるものとする。

2 事業者は、採用、待遇、昇進、賃金等における就業条件に関わることについて、不当な差別が行われないよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

【趣旨】

「人権を尊重するまち」の実現には、市が主体的に施策を進めることに加え、事業者の協力がなければ達成することはできません。また、雇用に関しては、事業者（使用者）が労働者に対して強い権力を持つことが予想されるため、その責任は重大です。

本条は、事業者到人権に関する施策等、「人権を尊重するまちづくり」に積極的に関わっていただくほか、雇用の分野においても「人権を尊重するまちづくり」の考え方を取り入れるよう努力義務を定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

- ① 「事業活動」とは、企業や団体が利益の追求や社会的価値の創出を目的として行う活動のことをいいます。
- ② 「事業活動を行うに当たっては、その推進に努める」とは、企業や団体が事業活動を行う中で、「人権を尊重するまちづくり」の考え方をその活動の中に取り入れられるよう努力することをいいます。
- ③ 「雇用の分野における均等な機会の確保」とは、全ての人が属性の有無などに関係なく、公正に雇用され、働く機会を得られるようにすることをいいます。

2 第2項関係

- ① 「採用」とは、企業活動等において適当と思われる人物をとりあげて用いることをいいます。

- ② 「待遇」とは、職場等での地位、給与など、勤める者に対する取扱いをいいます。
- ③ 「昇進」とは、職場等での地位（役職）がより高い地位になることをいいます。
- ④ 「賃金」とは、給与、各種手当、賞与など、名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者に支払う全てのものをいいます。
- ⑤ 「採用、待遇、昇進、賃金等における就業条件」とは、就業に関して労働者と使用者の間で取り決められた労働に関する条件のことをいいます。
- ⑥ 「就業条件が関わることについて、不当な差別が行われないよう努める」とは、就業や雇用に関わる事柄において事業者は強い権限を持つことが想定されることから、就業や雇用に関して、属性などに関係なく全ての人が公平に雇用の機会を得られるよう努力することをいいます。

3 第3項関係

「市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努める」とは、市が実施する人権に関するイベントへの参画やアンケートの回答、意見交換会などの情報提供に積極的に協力し、「人権を尊重するまち」の実現に向けて共に努力することをいいます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、人権を尊重するまちづくりの推進について理解を深めるとともに、その推進に果たす教育の重要性を認識した上で、教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

【趣旨】

「人権を尊重するまち」の実現には、市が主体的に施策を進めることに加え、教育関係者の協力がなければ達成することはできません。特に教育は、その受講生や生徒に対し大きな影響を与えることが予想されるため、その責任は重大です。

本条は、教育関係者に人権に関する施策等、「人権を尊重するまちづくり」に積極的に関わっていただくほか、教育の中に「人権を尊重するまちづくり」の考え方を取り入れるよう努力義務を定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

- ① 「教育関係者」とは、学校教育及び社会教育の場において、学習の機会を提供する教員や講師のみならず、その運営に関わる全ての者をいいます。
- ② 「その推進に果たす教育の重要性」とは、学校教育及び社会教育は、単に知識を習得する手段にとどまらず、人格や意識の向上など、個人の成長に重要な要素であることから、将来的に社会全体の発展に影響を与える可能性があることを認識した上で教育を行うことを努力義務としています。

2 第2項関係

「市が実施する人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努める」とは、市が実施する人権に関するイベントへの参画やアンケートの回答、意見交換会などの情報提供に積極的に協力し、「人権を尊重するまち」の実現に向けて共に努力することをいいます。

(禁止事項)

第8条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる暴力及びハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する情報の発信に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害してはならない。

4 何人も、本邦外出身者に対する不当な差別的言動をしてはならない。

5 何人も、人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策を不当に妨げる行為をしてはならない。

【趣旨】

本条は、社会的に許容されない行為を明確に禁止することにより、市の強い姿勢を示すことを目的としています。また、社会の発展や地域性などから、関心が高まっている属性に対する考え方について、より意識を高めることを目的に定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

- ① 「何人も」とは、誰でもという意味で、市内外や国内外を問いません。また、自然人のほか法人も含みます。
- ② 「不当な差別」は、【解説】第2条第1号と同じ。
- ③ 「人権侵害行為」とは、暴力や虐待などの身体的なもの、いじめや嫌がらせなどの精神的なもの、不当な低賃金や労働搾取などの経済的なものをいいます。

2 第2項関係

- ① 「いかなる」とは、不当な差別をはじめとする人権侵害行為のみならず、正当な理由があったものも含みます。これは、暴力やハラスメント行為は、どんな理由があっても許されるものではないという市の姿勢を示したものです。
- ② 「暴力」は、【解説】第2条第7号と同じ。
- ③ 「ハラスメント」は【解説】第2条第8号と同じ。

3 第3項関係

- ① 「インターネットその他の高度情報通信ネットワーク」とは、現行のインターネットのほか、今後普及する可能性があるインターネット以外の高度に発展した情報通信技術を活用したものを含めたネットワーク全般のことをいいます。
- ② 「日本国憲法の保障する国民の自由及び権利」とは、日本国憲法で保障されている表現の自由やプライバシー権などの基本的な人権のことをいいます。
- ③ 「不当に侵害してはならない」とは、正当な理由なく他人の権利を制限することをいいます。
- ④ インターネットや SNS が広く普及したことにより、誰でも情報発信が出来る一方、オンライン上での人権侵害は深刻な問題となっています。例として、デマや虚偽事項の拡散、特定の者への名誉毀損やプライバシーの侵害などが挙げられ、今後も増加していくことが予想されます。なお、本項で禁止する事項は、第1項の「人権侵害行為」に含まれますが、インターネット上のトラブルの増加など、社会情勢を踏まえ、市の姿勢を示すために明示するものです。

4 第4項関係

- ① 「本邦外出身者」は、【解説】第2条第9号と同じ。
- ② 「不当な差別的言動」とは、正当な理由なく、属性などを理由に、特定の個人や集団を蔑視したり、傷つけたり、社会的排除を助長するような発言や行動のことをいいます。なお、本項で禁止する事項は、第1項の「人権侵害行為」に含まれますが、本市の本邦外出身者の数は県内で上位を占めるなど、地域全体で考えていくことが望ましいことから、意識向上を図るために明示するものです。

5 第5項関係

「不当に妨げる行為」とは、正当な理由なく、他者の権利や行動を妨害する行為をいいます。

(人権教育及び人権啓発)

第9条 市及び教育関係者は、不当な差別を解消し、並びに人権を尊重するまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

【趣旨】

本条は、教育関係者が主として実施する「人権教育」及び市の制度所管課が主として実施する「人権啓発」について定義し、「人権を尊重するまち」の実現に向け、それぞれが主体となり、責任をもって推進すること目的に定めたものです。

【解説】

- ① 「不当な差別」は、【解説】第2条第1号と同じ。
- ② 「人権教育」とは、人権尊重の精神について自然に水がしみこむように、ゆっくりと自然に育てること、内面を深めて豊かにすることを目的とする教育活動をいいます。
- ③ 「人権啓発」とは、太田市に関係する全ての人に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいいます。

【参考】

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本計画)

第10条 市は、人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策を総合的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者等の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

【趣旨】

「人権を尊重するまち」の実現に向けては、闇雲に施策を行うのではなく、社会情勢や市民要望、顕在化した問題などから優先順位をつけ、「計画的」に推進していくことが求められます。

本条では、第3条の（基本理念）に基づき、人権に関する施策を「総合的」かつ「計画的」に推進するため、公募市民や各団体の関係者、専門家等から構成される「太田市人権施策推進協議会」の意見を聴いて、「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定することを示したものです。

また、「基本計画」を策定した時や変更した時は、その内容について広く公表することを定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

「人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策を総合的に推進するための基本的な計画」とは、人権に関する施策について、過年度の実施結果や世の中の人権問題などの状況を考慮して進めるために制定する「基本計画」のことをいいます。

2 第2項関係

「基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者等の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない」とは、「基本計画」の策定には、専門家の意見や一般市民の意見、教育部門や福祉部門などのあらゆる団体からの意見を反映させることが望ましいことから、それらの役職を持つ者が委員として構成される附属機関「太田市人権施策推進協議会」（以下、「協議会」という。）による協議や、後述するアンケ

ート調査などによる情報収集、広く一般から意見を募るパブリックコメント（意見公募）など、適当と思われる方法によって広く意見を聴き、その結果を踏まえて定めなければならないことをいいます。

3 第3項関係

「基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。」とは、「人権を尊重するまちづくり」の実現には、広く市民や事業者、教育関係者、関係団体との協力が必要不可欠であり、そのためには市が定める最新の「基本計画」が広く周知されていなければなりません。そのため、新たに計画を策定したとき、また、文言を修正するなどの変更が生じた際は、ホームページや SNS、広報紙などの適当な媒体により、市が広く周知しなければならないことをいいます。

(調査等の実施)

第11条 市は、人権を尊重するまちづくりの推進に関する施策を効果的に推進するため、必要に応じ実態調査又は意識調査等を行うものとする。

【趣旨】

「人権を尊重するまち」の実現には、第10条（基本計画）で定めた計画に順じて総合的な考えのもと、施策を実施していく必要があります。総合的に判断するためには、市民が差別に対してどのように考えているかといった現状や、太田市が実施した施策等に対する意見などから現状を把握しなければなりません。

本条は、施策を進めるための必要な情報について、収集を行う方法を明らかにする目的として定めたものです。

【解説】

- ① 「施策を効果的に実施する」とは、国内外や市内の動向、様々な人種課題に係る分野の現状や市民の意識等を把握し、優先順位の高いものから施策等を行うことをいいます。
- ② 「実態調査」とは、客観的な事実や状況を把握するための調査で、実際に発生した事象等について具体的な数値やデータを収集し、現状を明らかにする目的で行われるものをいいます。
- ③ 「意識調査」とは、考え方や感じ方、価値観を把握するための調査で、アンケートやインタビューを通じて、主観的な意見や認識を収集する目的で行われるものをいいます。なお、本市では、概ね5年に1度、「人権に関する市民意識調査」を行い、それらの情報収集を行います。また、調査の結果については、太田市人権施策推進協議会に報告するほか、市のホームページ等広く周知できる方法により公表しています。

(苦情等への対応)

第12条 市民、事業者及び教育関係者は、人権を尊重するまちづくりの推進に関する事項について、市に対して、相談を行い、又は苦情若しくは意見の申立てを行うことができる。

2 市は、前項の規定による相談又は苦情若しくは意見の申立てを受けたときは、国、他の地方公共団体及び関係団体等と連携し、その解決に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、「人権を尊重するまち」の実現に向け、「人権を尊重するまちづくり」の手法に対する意見の申出や、不当な差別を受けた人への救済、関係者からの意見の受付など、市が行う支援等の姿勢について明らかにすることを目的として定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

- ① 「人権を尊重するまちづくりの推進に関する事項」とは、人権侵害行為を受けた者等からの人権侵害行為などの人権問題に関する相談や、「人権を尊重するまちづくり」に関する施策や「基本計画」に関する事柄をいいます。
- ② 「市に対して、相談を行い、又は苦情若しくは意見の申立てを行うことができる」とは、人権侵害行為の被害に関することや、「人権を尊重するまちづくり」の実現に向けて市が制定する「基本計画」や施策について、制度所管部署が相談窓口となり、誰でも相談や苦情、要望等について申し立てることができることをいいます。

2 第2項関係

「その解決に努めなければならない」とは、市の制度所管課が相談窓口となり、被害者や関係者から、詳細を聴取することにより、必要に応じて対応し、解決に向けて努力することをいいます。具体的には、相談を受けた制度所管部署で対応するほか、市の相談窓口や関係団体、弁護士相談窓口等の紹介やあっせん等により解決を図ります。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例に定められているもの以外の事柄について、より具体的なものは別の例規等で定めることを定めたものです。